

農業大学校旧寮等産業廃棄物収集運搬処分業務仕様書

1 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日

2 収集運搬及び処分する廃棄物（概算数量）

名称	概算数量	廃棄物の例
木くず	2,000 kg	机、椅子、跳び箱等
廃プラスチック類	10,000 kg	体操マット、椅子、カーテン、畳等
金属くず	1,000 kg	椅子、電化製品等
廃油	200 kg	大豆白搾油等
金属くず、木くず、廃プラスチック類	500 kg	グランドピアノ
金属くず、廃プラスチック類	15,000 kg	スプリングマットレス
水銀使用製品産業廃棄物	50 kg	廃蛍光管等
廃家電製品	1 式	家電リサイクル置き場までの運搬

3 業務の遂行に係る許可等

受託者は、監督官庁が交付する許可事項に変更があったときは、遅滞なく変更後の許可証の写しを委託者に提出すること。

なお、本業務の遂行にあたっては、関係法令等を遵守すること。

4 収集運搬業務

- （1） 業務の対象は、農業大学校旧寮等敷地内（屋外を含む）に存置する産業廃棄物とする。
- （2） 廃棄物の分別、収集運搬等の作業日程は委託者と受託者で協議の上、定めるものとする。
- （3） 本業務の対象とならない一般廃棄物及び廃棄に別途手続きが必要となるもの（消火器等）は、農業大学校内に残置すること。
- （4） 処分費又は運搬費の総額が、当初概算数量によるそれぞれの総額を超過する見込みとなった場合は、委託者に協議すること。
- （5） 廃棄物の収集量が確定した時点で、受託者は収集量及び収集運搬車両の使用台数について、報告書（参考様式第1号）を提出し、委託者の確認を受けること。

5 処分業務

受託者又は受託者が指定する処分業者が行うものとする。

なお、受託者が指定する処分業者が中間処分業務を行う時は、委託者は受託者が指定する業者と処分業務についての契約書を取り交わすものとする。

6 廃家電収集運搬業務

- （1） 農業大学校旧寮等内に存置する廃家電製品は、所定の家電リサイクル置場まで収集運搬するものとする。
- （2） 特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）に基づく家電リサイクル料金は、別途岩手県が払込みを行い、家電リサイクル券を受託者に引き渡すものとする。

7 収集運搬及び処分に係る委託料の支払いについて

委託者が受託者に支払う委託料は、収集運搬及び処分に至るまでの一切の経費であり、受託者はそれぞれの処分業者に対し、処分に係る手数料を支払うこと。

8 委託料の精算

- (1) 処分費及び運搬費は、実数量に契約単価を乗じた金額により精算する。
- (2) 作業費及び諸経費は、精算を行わない。

9 事業完了の報告

- (1) 受託者は、業務終了後、完了報告書（様式第2号）を受託者に提出すること。
- (2) 廃棄物処理法の規定に基づき、マニフェストについては、その都度、受託者あて提出すること。
- (3) 本仕様に定めのない事項については、その都度協議の上、委託者の指示に従い、実施すること。

収集量及び収集運搬車両使用台数報告書

令和 年 月 日

岩手県立農業大学校長 様

所在地又は住所

商号又は名称

代表者氏名

業務名 農業大学校旧寮等産業廃棄物収集運搬処分業務

1 収集量 (令和 年 月 日現在)

区分	収集量 (a)	単価 (税抜) (b)	処分料 (税抜) (a) × (b)
木くず	kg	円	円
廃プラスチック類	kg	円	円
金属くず	kg	円	円
廃油	kg	円	円
水銀使用製品産業廃棄物	kg	円	円
計		円	円

2 収集運搬車両の使用台数 (令和 年 月 日現在)

台数 (a)	単価 (税抜) (b)	運搬費 (税抜) (a) × (b)
台	円	円

〔内訳〕

月	使用日数	台数
月	日	台
月	日	台
月	日	台
月	日	台

業務完了報告書

令和 年 月 日

岩手県立農業大学校長 様

所在地又は住所

商号又は名称

代表者氏名

令和 年 月 日契約の下記業務は、令和 年 月 日をもって完了したので報告
します

記

- | | |
|--------|-----------------------|
| 1 業務名 | 農業大学校旧寮等産業廃棄物収集運搬処分業務 |
| 2 履行期間 | 自 令和 年 月 日 |
| | 至 令和 年 月 日 |